

中部運輸局自動車交通部

令和8年7月7日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
三屋、岡本 TEL 052-952-8082
中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当
小柳津、松本 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：名古屋市（交通局長 増田 実）
住 所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号
営 業 所：楠営業所（愛知県名古屋市北区玄馬町231）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年7月7日
処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和7年12月1日（月）に愛知県名古屋市西区貴生町8番地付近の交差点において、横断歩道を歩行していた女性に重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施したもの。

4. 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 0点
当該事業者の累積違反点数 72点